

赤坂自治会規約

制定	昭和40年	4月	1日
改訂	〃 47年	4月	9日
〃	〃 48年	6月	24日
〃	〃 51年	4月	4日
〃	〃 63年	4月	3日
〃	平成 1年	4月	9日
〃	〃 3年	4月	14日
〃	〃 10年	4月	19日
〃	〃 12年	4月	2日
〃	〃 13年	4月	8日
〃	〃 14年	4月	7日
〃	〃 15年	4月	6日
〃	〃 17年	2月	20日
〃	〃 18年	4月	2日
〃	〃 19年	4月	15日
〃	〃 20年	4月	13日
〃	〃 21年	4月	12日
〃	〃 25年	4月	7日
〃	〃 25年	6月	22日
〃	〃 26年	4月	6日
〃	〃 28年	4月	4日
〃	〃 30年	4月	9日
〃	〃 31年	4月	14日
〃	令和 2年	4月	19日
〃	〃 7年	4月	7日

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、赤坂自治会（以下「本会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域及び構成)

第2条 本会の区域は、草木橋ポケットパークから和泉川右岸道路を経て赤坂橋交差点までと、草木橋ポケットパークから赤坂峠を経て環状4号線道路までと、環状4号線道路、に囲まれた地域とその周辺とする。

2 本会の区域は下記の地番とする

横浜市泉区和泉町

1010番地の1～2、1011番地の1～5、

1012番地の1～49、1015番地の1～95、1020番地の1、1025番地の1～5、

1034番地の6～15、1038番地の1～7、1040番地の1～3、

1041番地の1～6、1042番地の1～16、1043番地の1～22、

1044番地の1～8、1047番地の1～28、1048番地の1～14、

1050番地の1～21、1079番地の1、1100番地の1～6、1163番地の1～6、

3152番地の1～18

3 本会は、若干のブロックをもって構成する。ブロックに関する細則は別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため下記の事業を行う。

会員の親睦、福利・厚生、保健・衛生、文教・体育、広報、道路・下水、防災・防犯ならびに連合自治会等地域活動に関する事業。

- 2 その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、第2条の区域に住所を有する個人とする。

(加入及び脱会)

第6条 本会への加入及び脱会は自由とし、正当な理由がなければ加入を拒むことはできない。

第3章 役 員

(役職と定数)

第7条 本会に、下記の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名
- (5) その他の役員 若干名

- 2 会長及び監事は、他の役職と兼務することはできない。

(顧問及び相談役)

第8条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は会長の任期と同一とする。
- 4 顧問及び相談役は、会長の要請により役員会等に出席して意見を述べることができる。
- 5 横浜市及び地域の要請等による幹事・指導員・推進委員等は、総会または役員会において選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。但し再任はさまたげない。

- 2 役員がやむを得ない事由により、役員会の承認を得て任期途中で退任した場合、欠員補充を行うことができる。補充を行った場合、会長は次期総会に報告しなければならない。
- 3 欠員補充により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、前任者は後任者が選任されるまで引き続きその職務を行う。

第4章 役員を選任及び解任

(選任方法)

第10条 役員を選任方法は下記による。

- (1) 本会の地域を数ブロックに分け、それぞれの会員の中から1名ないし2名の役員候補者（監事を除く）を推薦する。
- (2) 上記役員候補の中から役員を総会にて選任する。（監事を除く）
- (3) 監事は総会にて会員の中から選任する。

(解 任)

第11条 役員が本会の規約に違反し、或いは名誉を汚す行為があったときは総会の決議により解任することができる。

第5章 役員の仕事

(任 務)

- 第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたるときは、その職務を代行する。
 - 3 会計は、会の出納事務を処理し、会計に関する書類を管理する。
 - 4 監事の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会の会計及び財産の状況を監査する。
 - (2) 役員の仕事執行状況を監査する。
 - (3) 監査において不正の事実を発見したときは、総会に報告する。また、必要があれば総会を招集することを会長に請求する。
 - 5 役員の仕事は次のとおりとする。
 - (1) 役員会に出席し本会の仕事を審議する。
 - (2) 担当役員分任事業は下記による。
 - 1) 総務担当役員は他の役員を補佐し親睦ならびに他に属さない事項を分任する。
 - 2) 広報担当は広報・赤坂新聞発行に関する事項を分任する。
 - 3) 福利厚生役員は福利・厚生、保健・衛生、社会福祉協議会に関する事項を分任する。
 - 4) 防災防犯担当役員は防災・防犯、文教・体育、道路・下水に関する事項を分任する。

第6章 会 議

(会議の種類)

- 第13条 本会に下記の会議を設ける。
- (1) 総会（通常総会及び臨時総会）
 - (2) 役員会

(開 催)

- 第14条 総会は本会の最高の決議機関であり、通常総会は決算後1か月以内に開催し会長が召集する。
- 2 会長は次の各号の1に該当するとき臨時総会を招集しなければならない。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を示して請求があったとき。
 - (3) 第12条第4項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(付議事項)

- 第15条 次の事項は必ず総会に付議し、審議のうえ決定しなければならない。
- (1) 予算、決算及び資産の処分
 - (2) 事業計画及び事業執行状況報告
 - (3) 役員を選任及び解任
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項

(構成及び成立)

- 第16条 総会は、会員によって構成し全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出をもって出席したものと認める。

(議 長)

- 第17条 会長は総会における審議に先立って、議長を出席者の中から指名しなければならない。
- 2 議長は次の事項を行う。
 - (1) 議事の整理
 - (2) 議場の秩序維持
 - (3) 議事録を作成させるため、書記を任命する。
 - (4) 議事録署名人2人を指名すること。
 - (5) その他総会の円滑な運営に必要な事項

(議 決)

第18条 総会の議事は、出席人数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（表決委任状を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(役 員 会)

第20条 役員会は総会に次ぐ決定機関で第3章第7条（4）の監事を除く役員によって構成され会長が召集し議長となる。

- 2 役員会は原則として月1回開催する。
- 3 監事は役員会に出席することができるが、役員会での議決権は有しない。

(付議事項)

第21条 役員会付議事項は、本自治会活動の全般とする。但し、総会に付議されねばならない事項は、役員会の議決のみではその効力を生じない。

(委 員 会)

第22条 本会は事業の円滑な遂行を図るため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て会長がこれを定める。

(ブロック会議)

第23条 本会に第10条第1号に基づくブロック会議を置くことができる。ブロック会議はブロックに限定した問題を解決するために担当役員が招集する。

第7章 会 計

(経 費)

第24条 本会の運営に関する経費は入会金、会費、助成金、寄付金及びその他の収入を以てこれに当てる。

- 2 会費の額は総会の議決により定める。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第8章 帳 簿

(会計帳簿等)

第26条 本会に次の帳簿類を備えるものとする。

- (1) 金銭出納帳
- (2) 預貯金証書等
- (3) 請求領収書等

(保存期間)

第27条 帳簿及び証拠書類は次の期間保存しなければならない。

- (1) 帳簿類は5年、請求・領収書は3年
- (2) 台帳類は永年

第9章 資産管理

(保有資産の管理運営)

- 第28条 本会の保有する資産（以下「資産」という）は、別に定める保有資産目録のとおりとする。
- 2 資産の管理は役員が行う。
 - 3 役員会は資産の管理運営に関し、別に定める運営規定に基づき、役員の内から責任者を定めこれに当たらせる。
 - 4 資産の維持管理に関する経理は、総会に報告するものとする。

(資産の処分)

- 第29条 資産を処分するには、総会の決議を必要とする。

第10章 雑則

(細則の制定)

- 第30条 本規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項については、赤坂自治会規約細則で定める。

(規約の改廃)

- 第31条 本規約の改廃には、総会において総会員の三分の二以上の議決を必要とし、さらに横浜市泉区長の認可をうけなければ変更することはできない。

(解散)

- 第32条 本会は、地方自治法第二百六十条の二十の規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の三分の二以上の承諾を得なければならない。

(残余資産の処分)

- 第33条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の三分の二以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

赤坂自治会規約細則

制 定	平成 1年	4月 9日
改 訂	平成 3年	4月14日
〃	〃 9年	4月13日
〃	〃 10年	4月19日
〃	〃 12年	4月 2日
〃	〃 13年	4月 8日
〃	〃 15年	4月 6日
〃	〃 16年	4月 4日
〃	〃 18年	4月 2日
〃	〃 19年	4月15日
〃	〃 20年	4月13日
〃	〃 24年	4月 8日
〃	〃 25年	4月 7日
〃	〃 28年	4月 4日
〃	〃 30年	4月 9日
〃	令和 8年	4月 5日

(幹事等の分任事業)

規約第3章第8条5による幹事等の分任事業は下記による。

青少年指導員、スポーツ推進員、保健活動推進員、消費生活推進員、環境事業推進員、泉区明るい選挙推進協議会推進員(通常「明るい選挙推進員」と称す)、地区社協事務局、地区社協福利厚生部員、防犯指導員(連合で当番が回ってきた時のみ)。

(入会金・会費)

規約第7章第24条による入会金・会費の額ならびに納入方法は下記による。

1. 本会の入会金は1世帯2千円とする。
2. 本会の会費は1世帯月額3百円とし、6月に1年分を納入する。
3. 賛助会員の入会金は1事業所1千円とする。
4. 賛助会員の会費は1事業所月額1百50円とし、6月に1年分を納入する。
5. 特別な目的に当てるため、臨時会費を徴収することができる。
6. 臨時会費の額は総会で決める。

(役員等報酬)

規約第3章第7条による役員、第8条による顧問及び相談役、総会または役員会において選任された委嘱委員及び関係団体役員へ、年間報酬額として年度末に下記の金額を支給する。

1. 会長の報酬額は4万円とする。
2. その他役員の報酬額は1万円とする。
3. 各委員会員の報酬額は1万円とする。
4. 運営状況等により報酬額等を適切に変更する事ができる。

(慶 弔)

1. 会員ならびに会員の同居家族が出産したとき、出産祝金として5千円を贈る。
2. 会員ならびに会員の同居家族が死亡したとき、弔慰金として5千円を贈る。
3. その他の慶弔事項については、役員会で処理する。

(事務処理要領)

会計事務処理要領ならびに文書取扱要領を別に定める。

(賛助会員)

規約第2章第5条の規定にかかわらず、当自治会地域内に事業所(店舗・事務所・作業所・倉庫・資材置場・従業員宿舎・集合住宅・駐車場など)を有するもの及び集合住宅に居住するものは賛助会員となることができる。

(会員の協力規則)

本会員は、全体作業とし、地域内の清掃活動に積極的に参加する。参加不可能な場合は、「全体作業協力金」(諸事情により参加不可能で他参加者に清掃負担をお願いする)として、1回作業につき金700円を事前に各ブロック役員に納めることとする。但し、各ご家庭事情によりご負担が無理な場合は強制徴収はありません。

(監事について)

1. 規約第3章第7条第一項第三号に定める監事のうち、1名は前年度会計を担当した役員をもって充てることとする。
2. 規約第4章第10条第3号及び第5章第12条第4項による監事は、監事を務めたことによって役員を務めたとは認められない。但し、不正等の発覚によりその任務が煩雑多忙と認められる場合には、その限りではない。

(委員会)

1. 委員会を構成する委員は、各ブロックから1名以上選任するものとする。
2. 委員会の開催は3分の2以上の委員の参加をもって成立する。
3. 委員会での議決は出席委員の過半数をもって決する。
4. 委員会は委員の他に当該年度の役員も参加する。

(中和田南小学校防災拠点の運営委員会選出)

毎年の役員の中から、次年度の中和田南小学校防災拠点運営委員会の各班に、最低1名を選出する。ただし、役員を継続した場合はその限りではない。